# 越谷市立桜井小学校　いじめ防止基本方針

令和７年４月

## 1　基本理念

「いじめはどの児童にも、どの学級や集団にも起こり得るものである」ということ並びに「いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。」という共通認識のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、早期解消のため、本校職員、保護者、及び関係諸機関の力を結集してその取組にあたり、安全で安心な学校づくりを推進する。

## 2　学校の責務

学校は、教育活動全体を通し、生命を大切にする心や公共のためを思う心などの育成に努める。

また、日頃からいじめの防止等の対策に取り組むとともに、いじめの認知に関する共通理解を図り、いじめを発見した場合は、その解消に向け組織的に対応し、教育委員会に報告する。

## 3　いじめの定義

「いじめ」とは

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」第２条から）

## 4　いじめの態様

・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
・仲間はずれ、集団による無視をされる。
・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
・金品を要求される。
・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする。
・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。　　等

## 5　いじめの認知

児童間で生じる諸問題は、関係する児童同士の関係、発生状況、周囲の対応、背景にある事情等により様々であり、同じ行為を受けた場合でも感じ方の個人差も大きい。したがって、行為の分類によっていじめの認知に対する判断を行うのではなく、その行為を受けた児童の感じる被害性に着目し、心理を理解することでいじめとしての認知を行う。

## 6　越谷市立桜井小学校における「いじめ」のとらえ方

①　いじめはどの児童にも、どの学級や集団にも起こり得るものである。
②　いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
③　いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
④　いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
⑤　いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
⑥　いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
⑦　いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
⑧　いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

## 7　越谷市立桜井小学校いじめ防止に向けた取組

1　基本方針の策定と組織等の設置

(1)　学校いじめ防止基本方針の策定

いじめ防止対策推進法第１３条の規定に基づき、総合的、効果的かつ実効的な、いじめ防止等の取組が推進されるよう本校における「越谷市立桜井小学校いじめ防止基本方針」を策定し、定期的に見直すとともに教育委員会へ報告するものとする。

本基本方針には、包括的な取り組みの方針、具体的な取組、学校いじめ対策組織の具体的な活動を記載するものとする。

さらに、ホームページへの掲載等により保護者や地域住民に公表するものとする。

(2)　学校におけるいじめ防止等に関する組織の設置

①　いじめ防止対策推進法第２２条の規定に基づき、本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員に加え、学校相談員、スクールソーシャルワーカーやその他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置き、その存在や活動が児童及び保護者に認識されるような取組を実施するものとする。

②　学校におけるいじめ防止等に関する当組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的には、

ア　本校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証修正の中核としての役割

イ　いじめの相談・通報の窓口としての役割

ウ　いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

エ　いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制

オ　対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

２　学校が実施する施策

(1)　「いじめの未然防止」のための取組

①　「いじめは許されない」という強い認識の徹底

本校では、人間は共に生きているという原点に立ち帰り、お互いを思いやり、人格を尊重しながら、成長し合うことが大切であるとの認識のもと、改めて、いじめや暴力を許さず、「心の教育」の充実に努め、いじめの未然防止について全校を挙げて推進する。「いじめは決して許されない」との強い認識を徹底し、再度、児童と教職員が共有するとともに、児童や教職員等誰もが、いじめの傍観者とはならず、いじめを抑止する仲裁者となる土壌を育む。また、地域や家庭においても、大人がいじめの問題の深刻さを十分認識できるよう留意する。

②　いじめ防止のための研修会の実施による未然防止

教職員のいじめを認知する力やいじめ問題に対応する力などが弱くなっていないかなど、教職員のあり方を今一度見直すとともに、児童の変化を敏感に察知するなどの認知能力を高める校内研修等に取り組み、学校が一丸となった体制づくりに努めるとともに、いじめの認知について保護者に啓発を図り、協力体制を築く。

③　各学校における「居場所づくり」と「絆づくり」の推進による未然防止

すべての児童が安心でき、自己存在感や充実感を感じられる「居場所づくり」、また、児童の自治的、主体的な活動や異年齢集団による交流活動等をとおして、他者の役に立っているという自己有用感をすべての児童たちが感じ取れる「絆づくり」のための取組を推進する。

④　年間をとおした「いじめをなくす取組計画」の作成による未然防止

年間をとおした「いじめをなくす取組計画」を作成し、意図的、計画的、継続的かつ組織的にいじめの未然防止を図り、いじめ問題の根絶を目指す取組を推進する。

⑤　「いじめ防止強化月間」の設定による未然防止

「いじめ防止強化月間（毎年１０月、１１月）を定め、「いじめをなくす取組計画」に則った日常的に推進しているいじめ防止活動の一層の充実を図るとともに、児童の問題意識の高揚や自治的、自主的な実践力を高めるために児童会等によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など、児童自身がいじめの問題を主体的に考え、いじめ防止を訴え、自助、共助の力を身につけられるような取組を推進する。

⑥　警察との未然防止

本校において、警察署員による「いじめに特化した非行防止教室」を実施し、いじめ行為が態様により刑罰法規に抵触することについて、具体的事例等を挙げながら児童に教える取組を推進する。

⑦　情報モラル教育の充実による未然防止

インターネットや携帯電話を利用したネット上のいじめが新たな問題として生じていることに留意し、児童に情報モラルを身につけさせる指導の充実や、教職員の情報リテラシーの向上を図りながら適切に対応する。

(2)　「いじめの早期発見」のための取組

①　「いじめの認知」に対する共通理解による早期発見

周囲の見過ごしにより、いじめとしての認知が行われないまま悩み続けることを防止するため、具体的な事例をとおして「いじめの認知」に関する共通理解を図るとともに、保護者への啓発を図る。

②　いじめのサインを見逃さないための様々な取組による早期発見

日々のきめ細かな観察、会話、定期的なアンケート調査、日記指導及び個人面談等により児童の発するいじめのサインを教職員が一層鋭敏に察知できるような取組を充実させるとともに、児童からの相談に対しては、教職員が迅速に対応する。

③　多面的・多角的な児童理解

教育相談主任を中心として、学校相談員との連携により、児童や保護者からの相談に対応する校内体制を整備し、一人ひとりの児童の様子を多面的・多角的に把握する。また、生徒指導部会、教育相談委員会等のいじめに対応する校内組織においてトラブルを抱える児童の情報を共有し、いじめと疑われる事案については個別の対応について検討する。その際、必要に応じてスクールソーシャルワーカーの参加を求め、多様な対応が行えるよう配慮する。

④　いじめ認知のための協力体制

教職員のいじめを認知する力やいじめ問題に対応する力などが弱くなっていないかなど、教職員のあり方を今一度見直すとともに、児童の変化を敏感に察知するなどの認知能力を高める校内研修等に取り組み、学校が一丸となった体制づくりに努めるとともに、いじめの認知について保護者に啓発を図り、協力体制を築く。

⑤　地域の眼を活用した取組による早期発見

児童の友人関係の変化は、登下校の様子からも察知することができる。そこで、児童の登下校の安全指導を行っている地域の見守り隊及び交通指導員等から情報の入手を積極的に行う。

(3)　「いじめに対する早期対応といじめの早期解消」のための取組

①　いじめの兆候の認知及び情報収集

事故やけんかにおいても、単なる児童のいさかい等として見逃すことなく、その事象の背景についても理解し、児童に寄り添って対応する、結果として、いじめと疑われるような兆候を認知したときは、直ちに、保護者や友人関係等からの情報等を収集し、事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、早期解消を図るための指導等を行う。

②　いじめに対する組織的対応

教職員がいじめを認知した場合には、情報を抱え込まず、速やかに管理職及びいじめ対策組織に報告し、組織的に対応する。さらに、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下、いじめを受けた児童及びいじめを行った児童への対応を行うものとする。

③　いじめを受けた児童への支援

いじめを受けた児童が安心して学校生活等が送れるよう、児童本人に支援を行うとともに、その保護者に対しても必要な支援を継続的に行う。

④　いじめを行った児童への指導

いじめを行った児童に対する指導を的確かつ迅速に行う。さらに、学校が行った指導が充分浸透するよう、保護者に対しても必要な内容の助言を与えるとともに、再発の防止が行われるよう学校と保護者の連携を図る。

⑤　関係機関及び学校相互間の連携協力体制

いじめを受けた児童等に対する支援やいじめを行った児童等に対する指導助言を適切に行うことができるようにするため、関係機関及び学校相互間の連携協力体制を整備する。

⑥　児童や教職員の心のケア

いじめの周辺にいる児童たちや教職員の心のケアに配慮する。その際、学校相談員の他、必要に応じて教育委員会と連携し、カウンセラーや臨床心理士等を積極的に活用する。

⑦　重大事態における対応「当該いじめ事案対応チーム」

重大ないじめ事案については、速やかに教育委員会に報告するとともに、「当該いじめ事案対応チーム※」を立ち上げ、その解消のために全校をあげて取り組む。その際、「越谷市いじめの重大事態の調査に関する具体的な手順」に則り、適切に対応する。

当該いじめ事案対応チームの取組の中で得た事実関係等その他の必要な情報については、いじめを受けた児童及びその保護者に対して適切に提供するとともに、教育委員会へ報告する。また、校長のリーダーシップの下、当該児童の担任のみならず、それぞれの職員が責任を共有しながら、学

校組織をあげて当該いじめ事案の解消に向けた的確な対応を行う。

※当該いじめ事案対応チーム構成メンバー ： 校長、教頭、生徒指導主任、教育相談主任、学年主任、当該児童担任、学校相談員を基本とし、必要に応じて関係諸機関職員、教育委員会指導主事、臨床心理士、スクールソーシャルワーカー等も入る。

⑧ いじめの解消

いじめを受けた児童に対するいじめの行為が止んでいる状態が３ヶ月以上継続しており、かつ心身の苦痛を感じていないと認められる場合、いじめが解消している状態と判断する。ただし、いじめが再発する可能性を踏まえて、日常的に注意深く観察するものとする。

⑨ 学校評価において、本校の学校いじめ防止基本方針に則った具体的な取組状況や達成状況を評価する。評価結果については、保護者等に公表するとともに、学校関係者評価を実施し、これらの結果を踏まえてその改善に取り組む。

３ 重大事態への対処

いじめの重大事態については、本基本方針及び「越谷市いじめの重大事態の調査に関する具体的な手順」及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（ 平成２９年３月文部科学省）」により適切に対応する。

(1) 重大事態の定義

○ いじめにより、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

例えば、児童生徒が自殺を企図した場合
身体に重大な傷害を負った場合
金品等に重大な被害を被った場合
精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定される。

○ いじめにより、児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

相当の期間とは、不登校の定義を踏まえ、年間３０日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、迅速に調査に着手する。

また、いじめられて重大事態に至ったという申立てが児童生徒や保護者からあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とはいえない。」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告、調査等に当たる。

(2) 発生時の対応と調査

① 重大事態発生時の対応

学校は、重大事態が発生した場合、教育委員会に事態発生について報告する。教育委員会は、これを市長に報告する。

重大事態に係る調査の主体は、教育委員会又は学校とする。どちらが主体となるかは、重大事態への対処や保護者の訴え及び学校の教育活動への支障の有無等を踏まえ、教育委員会が決定する。

教育委員会が調査の主体となる場合は、前述のように越谷市いじめ防止対策委員会を法第２８条に定める調査のための組織として位置付ける。

学校が調査の主体となる場合は、法第２２条の規定に基づくいじめの防止等の対策のための組織を調査のための組織として位置付ける。この場合、法第２８条第３項の規定に基づき、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導及び適切な支援を行う。

② 調査の実施

○ いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

当該児童生徒はもとより、場合によって、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、いじめられた児童生徒や情報を提供した児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要となる。

○ いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡等いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望及び意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。

○ 児童生徒が自殺に至った場合

なお、児童生徒が自殺に至った場合の調査のあり方については、文部科学省が策定した「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成２３年３月、児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議発）及び「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」
（平成２１年３月、文部科学省刊）を参考とする。

(3)　調査結果の取扱

調査結果については、学校は教育委員会へ、教育委員会は市長へ報告する。

調査結果の説明を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に提出する。

なお、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、教育委員会又は学校は、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して説明する。

これらの情報の提供に当たっては、他の児童生徒のプライバシー等関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

(4)　再調査と結果の取扱

教育委員会から調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第２８条第１ 項の規定による調査の結果について調査（ 以下「再調査」という。）を行う。

この再調査は、越谷市いじめ問題再調査委員会が行う。

再調査についても、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時、適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果について説明するものとする。

さらに、市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、指導主事やスクールカウンセラー等を派遣し、当該学校への重点的な支援を行う等必要な措置を講ずるものとする。

また、市長は、再調査を行ったときは、個人のプライバシー保護等の必要な配慮を行い、その結果を市議会に報告する。

◆いじめ対応マニュアル

## いじめの発生の情報

日常の観察・年３回の調査（生活に関するアンケート）・教育相談
スクールカウンセラー・学校生活相談員との面談
周りの児童の訴え・地域や保護者の情報

**情報を得た教職員**

① 報告・連絡・相談

学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、報告を行わないことは、法２３条第１項の規定に違反しえます。

**担任**
**学年主任**

**教務主任**
**生徒指導主任**

**校長 ・ 教頭**

② 招集・指揮

**学校いじめ問題対策委員会**

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・養護教諭
各学年生徒指導部員・特別支援コーディネーター

③ 報告・共通理解
↓
④ 調査方針・分担決定
↓
⑤ 調査班の編成、メンバーの決定
↓
⑥ 調査結果報告・事実関係の把握
↓
⑦ 指導方針の決定、指導体制の編成
↓
⑧ いじめ対策支援チームのメンバーの決定
（被害者直接指導班、加害者直接指導班、
間接指導班）

全職員での共通理解の手段
① 職員会議
② 職員打合せ（週１回）
③ 緊急の会議

報告・連絡・相談

**越谷市教育委員会**
**越谷市教育センター**

連携

**家　庭**

**いじめの解決に向けた指導**

**学校だけで解決が困難な事例**

スクールソーシャルワーカー
越谷市適応指導教室「おあしす」
越谷児童相談所
越谷警察署

**問題の解決**

**経過観察（児童生徒・保護者）**

**いじめの解消**

① いじめに係る心理的・物理的が、３ヶ月以上止んでいること
② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと